

議案第82号

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の202.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の187.5」を「100分の193.2」に、「100分の222.5」を「100分の216.8」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 (第1条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額はそれぞれの基準日現在において議員が うけるべき議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加 え、6月支給の場合においては100分の187.5、12月支給の 場合においては、<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、支給日 以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次 の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額はそれぞれの基準日現在において議員が うけるべき議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加 え、6月支給の場合においては100分の187.5、12月支給の 場合においては、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、支給日 以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次 の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

栗山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
 (第2条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額はそれぞれの基準日現在において議員が うけるべき議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加 え、6月支給の場合においては<u>100分の187.5</u>、12月支給の 場合においては、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、支給日 以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次 の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額はそれぞれの基準日現在において議員が うけるべき議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加 え、6月支給の場合においては<u>100分の193.2</u>、12月支給の 場合においては、<u>100分の216.8</u>を乗じて得た額に、支給日 以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次 の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>